

国立大学法人一橋大学との連携・協力に関する基本協定の締結

令和7年11月27日、金融庁と国立大学法人一橋大学は、一橋大学の創立150周年、金融庁の発足25周年をそれぞれ記念して、相互の連携・協力により、政策立案能力の強化、及び国際水準の研究活動を通じた金融・経済に関する学術の発展、更には将来の金融システムのデザインに寄与することを目的として、連携・協力に関する基本協定を締結しました。



写真：協定を締結した
一橋大学中野学長（右）と伊藤長官（左）

本協定に基づく連携・協力事項は、以下のとおりです。

- (1) データ分析をはじめとする、金融・経済に関する研究の推進
- (2) 産官学連携の新たな研究・教育プロジェクトの推進
- (3) 人材育成及び人材交流
- (4) 金融に関する知識の普及

金融の多様化・複雑化に伴い、アカデミア、行政の双方にとって、相互連携の重要性が高まっています。調印式において、一橋大学の中野学長より、特に現実的な問題に対して、理論的仮説を構築し、データを用いた実証研究が増加しているとの認識のもと、「国際的な観点から各制度を把握し、その歴史的経緯

を踏まえることは必須であり、行政機関との連携によって世界の有力大学と伍するレベルの研究が可能になります。」との発言がありました。これを受け、伊藤金融庁長官も、「研究者との更なる良質な研究プロジェクトの組成などに取り組むことで、金融行政の理論的基盤を成すような質の高い調査研究、更にはそうした研究成果が金融行政の現場へ還元・共有されることを目指します。」と発言しました。

また、中野学長からは、「過去の歴史を遡ると、われわれの間には深いつながりがあります」として、双方の組織が『商法講習所』『会計官』と呼ばれていた時代からの縁について触れました。伊藤長官からも、そうした歴史を踏まえつつ、「今回の連携協定が、金融庁と一橋大学の新たな対話を生み、25年後、150年後の金融業の発展につながるようなものとしたい」と発言しました。



写真：金融庁会見室で行われた
基本協定締結後の記者会見の様子

金融庁としては、金融研究センターを中心に、今後も引き続き、アカデミアとの連携・協力を推進させることで、将来の金融システムの安定と活力の確保、更には国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展を目指していくたいと考えています。